

令和元年9月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第9号	伊勢崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、及び準じ改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 地方公務員法の一部改正により職員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることにより、対応する条文を削り、及び号ずれを改めるもの</p> <p>(2) その他条文の整備を図るもの</p>	職員課
第10号	伊勢崎市森林環境譲与税基金条例	<p>【理由】</p> <p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に掲げる施策の財源に充てる基金を設置することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 基金の設置を定めるもの</p> <p>(2) 基金の積立額を定めるもの</p> <p>(3) 基金の管理を定めるもの</p> <p>(4) 基金の処分、委任等を定めるもの</p>	農政課
第11号	伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>旧境島小学校体育館を境島村公民館の分館と位置付けることに伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 境島村公民館分館の名称及び位置を定</p>	生涯学習課

		<p>めるもの</p> <p>(2) 境島村公民館分館ホールの使用料の額を定めるもの</p> <p>(3) その他条文の整備を図るもの</p>	
第12号	伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>印鑑の登録に旧氏を用いること及び住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令による住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 印鑑の登録に旧氏を用いるもの</p> <p>(2) 引用する条ずれを改めるもの</p> <p>(3) その他条文の整備を図るもの</p>	市民課
第13号	伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する政令の一部を改正する政令による災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>引用する法令の条ずれを改めるもの</p>	社会福祉課
第14号	伊勢崎市保育所条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令による子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、改正の必</p>	子ども保育課

		<p>要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>引用する条ずれを改めるもの</p>	
第15号	伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 定義の引用元を子ども・子育て支援法から国の定める基準に改めるもの</p> <p>(2) 法改正による支給認定に係る文言整理を図るもの</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用の受領について改めるもの</p> <p>(4) 特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設との連携及び連携施設に関する経過措置を改めるもの</p> <p>(5) その他国の定める基準の一部改正に従い、及び参酌した上で規定の整備を図るもの</p>	こども保育課

<p>第 1 6 号</p>	<p>伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>【理由】</p> <p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による子ども・子育て支援法施行令の一部改正及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令による子ども・子育て支援法施行規則の一部改正並びに満3歳以上教育・保育給付認定子ども及び満3歳未満保育認定子どものうち市町村民税非課税世帯の利用者負担の額を無償化することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 法改正に伴い、各条文の「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」又は「満3歳未満保育認定子ども」のいずれか対応する語に変更するもの</p> <p>(2) 政令の改正に伴い、満3歳以上教育・保育給付認定子ども及び満3歳未満保育認定子どものうち市町村民税非課税世帯の利用者負担の額を無償とするもの</p> <p>(3) 引用する条項ずれを改めるもの</p>	<p>こども保育課</p>
----------------	---	--	---------------

第 1 7 号	伊勢崎市文化会館条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>展示室及び特別会議室の新設、浴室の改修並びに既存の展示室の市民展示に係る利用料金の見直しに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 浴室をシャワー室に改めるもの</p> <p>(2) 新設となる特別会議室、第4展示室及び第5展示室の利用料金を定めるもの</p> <p>(3) 第1展示室及び第2展示室の市民展示に利用する場合の利用料金を見直すもの</p>	文化観光課
第 1 8 号	伊勢崎市下水道条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関連法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>公共下水道排水設備指定工事店の指定の基準を改めるもの</p>	下水道管理課
第 1 9 号	伊勢崎市下水道事業の公営企業化及び水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例	<p>【理由】</p> <p>公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を公営企業化すること並びに水道事業と組織統合することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 伊勢崎市部設置条例外17条例について、一括して改正を行うもの</p> <p>(2) 伊勢崎市公共下水道事業費特別会計条例外3条例について、一括して廃止するもの</p>	水道局総務課

第20号	伊勢崎市都市下水路条例	<p>【理由】</p> <p>公営企業化しない都市下水路事業を下水道事業から分離することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 都市下水路の設置、維持その他の管理に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>(2) 附則で伊勢崎市下水道条例の一部を改正するもの</p>	下水道管理課
第21号	伊勢崎市水道料金審議会条例の一部を改正する等の条例	<p>伊勢崎市公共下水道使用料等審議会を伊勢崎市水道料金審議会に統合すること並びに水道事業及び下水道事業を組織統合することに伴い、改正及び廃止の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 対象事業に下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業）を加えるもの</p> <p>イ 審議会の委員のうち、市長が指定した団体を代表する者を市長が適当と認める者に改めるもの</p> <p>ウ 水道局を上下水道局に改めるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>伊勢崎市公共下水道使用料等審議会条例を廃止するもの</p> <p>(3) 附則関係</p> <p>伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うもの</p>	水道局総務課

第 2 2 号	伊勢崎市給水条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>水道法の一部を改正する法律による水道法の一部改正により行うこととなった指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めること及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 手数料に指定給水装置工事事業者指定更新手数料を加えるもの</p> <p>(2) 条ずれを改めるもの</p>	水道局総務課
第 2 3 号	伊勢崎市病院事業の地方公営企業法全部適用及び病院事業管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	<p>【理由】</p> <p>病院事業に地方公営企業法を全部適用すること、介護老人保健施設事業及び訪問看護事業を附帯事業とすること並びに病院事業管理者を設置することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例を一部改正するもの</p> <p>(2) 介護老人保健施設事業及び訪問看護事業の設置条例を廃止し、必要な事項を病院事業の設置条例に加えるもの</p> <p>(3) 地方公営企業法の財務規定等を除く法の規定を適用することを加えるもの</p> <p>(4) その他関係する条例について必要な一部改正及び廃止を行うもの</p>	企画財政課

第 2 4 号	伊勢崎市病院事業職員定数条例	<p>【理由】</p> <p>病院事業に常時勤務する企業職員の定数に関し必要な事項を定めることに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 病院事業職員（介護老人保健施設事業及び訪問看護事業を含む。）の定数を定めるもの</p> <p>(2) 定数外に置くことができる要件を定めるもの</p> <p>(3) 定数の配分は病院事業管理者が定めることを定めるもの</p> <p>(4) 附則で伊勢崎市職員定数条例の一部を改正するもの</p>	企画財政課
第 2 5 号	伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例	<p>【理由】</p> <p>病院事業管理者の給与等の支給に関し必要な事項を定めることに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 病院事業管理者の給与の種類を定めるもの</p> <p>(2) 病院事業管理者の給料額を定めるもの</p> <p>(3) 病院事業管理者の期末手当を定めるもの</p> <p>(4) その他必要な事項を定めるもの</p>	企画財政課

第 2 6 号	伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例	<p>病院事業職員の給与の種類及び基準に し必要な事項を定めることに伴い、制定の 必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 病院事業職員の給与の種類を定めるもの</p> <p>(2) 病院事業職員の給料額及び給料表を定めるもの</p> <p>(3) 病院事業職員の手当を定めるもの</p> <p>(4) その他必要な事項を定めるもの</p> <p>(5) 附則で伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例及び伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するもの</p>	企画財政課
第 2 7 号	伊勢崎市病院事業管理者の退職手当に関する条例	<p>【理由】</p> <p>病院事業管理者の退職手当に関し必要な 事項を定めることに伴い、制定の必要を認 めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 病院事業管理者の退職手当の適用範囲を定めるもの</p> <p>(2) 病院事業管理者の退職手当の額を定めるもの</p> <p>(3) 運用に関する規定を定めるもの</p>	企画財政課
第 2 8 号	伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算 定に関する基準等の一部を改正する告示に よる介護保険法第 5 1 条の 3 第 2 項第 1 号 及び第 6 1 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する 特定介護保険施設等及び特定介護予防サー ビス事業者における食事の提供に要する平</p>	介護老人保健施設ひまわり管理課

		<p>均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>食費及び居住費の額を改めるもの</p>	
--	--	---	--